

定 款

株式会社 東 天 紅

2023年3月改定

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社東天紅と称し、英文ではTotenko Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 結婚式場、宴会場等の経営
- (3) 食品の加工、販売
- (4) 食品、食品材料、飲食店用消耗品、調理用雑貨類、調理器具、美術工芸品、骨とう品の貿易および販売
- (5) 酒類販売に関する業務
- (6) 美容、貸衣裳、写真撮影の業務
- (7) ホテルの経営
- (8) 出張調理サービス
- (9) 不動産の賃貸に関する業務
- (10) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都台東区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は4,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人および、その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

2. 当社の株主名簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に差支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 代理権を証明する書面は、株主総会毎に当社に提出するものとする。

第 4 章 取締役会

(取締役会の招集)

- 第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に差支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役、および各監査役に対して発する。但し緊急に招集する必要がある場合は、この期間を短縮し、または口頭でこれにかえることができる。
 3. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 19 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 5 章 監 査 役 会

(監査役会の招集)

- 第 20 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発する。但し、緊急に招集する必要がある場合は、この期間を短縮し、または口頭でこれにかえることができる。
2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

第 6 章 取締役および監査役

(選 任)

- 第 21 条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。取締役および監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。
2. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

- 第 22 条 取締役の任期は選任後 2 年以内、監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

- 第 24 条 取締役社長は、会社を代表する。
2. 取締役会は、その決議によって前条の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役および監査役の報酬)

- 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）ならびに監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法に定める業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

(監査役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの一年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 29 条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第 30 条 当社は取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 31 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。受領遅滞金には利息をつけない。